

循環経済社会転換促進法改正案の公布

2023.01.20

2018年に施行されていた『資源循環基本法』を全部改正した『循環経済社会転換促進法』（以下「**本法律案**」といいます。）が去る2022年12月28日付で国会の本会議を通過し、2022年12月31日に公布されました。2024年1月1日から施行される予定の本法律案は、廃棄物の発生抑制と適正な処理に焦点を当てていた資源循環基本法とは異なり、生産・流通・消費等の全ての過程において、循環経済社会への転換促進に貢献することを主な目的としています。

今般のニュースレターでは、本法律案の主な内容とその示唆点について検討させていただきます。

[1] 本法律案の主な内容

本法律案は、大きく▲循環経済基本計画の樹立（第2章、第10条～第12条）、▲循環経済促進施策（第3章、第13条～第20条）、▲循環資源および循環資源認証製品の使用促進（第4章、第21条～第26条）、▲循環経済の新技術・サービスに対する規制特例（第5章、第27条～第34条）、▲循環経済の基盤づくりおよび支援（第6章、第35条～第43条）で構成されています。本法律案の内容のうち、特に注目すべき内容は、次のとおりです。

分類	細部内容
全過程の循環経済体系構築のための制度	
循環経済成果管理 (第15条) [改正]	<ul style="list-style-type: none">● (環境部) 特定業種および一定規模の事業者を「循環経済成果管理対象者」として指定● (環境部) 循環経済成果管理対象者別の最終処分率*および循環利用率**の設定・管理 *廃棄物発生量対比の廃棄物の最終処分量の割合 **廃棄物発生量対比の循環利用量の割合● (循環経済成果管理対象者) 目標の履行計画および履行実績の提出
製品循環利用の促進 (第17条) [新設]	<ul style="list-style-type: none">● (生産/輸入者) 一定製品の生産・輸入時における循環利用促進に関する事項*の遵守努力 * (i) 循環原料または環境に優しい素材・工法の使用関連の事項、(ii) 耐久性・修理の容易性関連の事項、(iii) 全過程の循環利用可能性関連の事項、(iv) 全過程の炭素排出影響関連の事項
循環利用性の評価 (第18条)	<ul style="list-style-type: none">● (環境部) 循環利用が難しいものと疑われる製品関連の評価の実施● (環境部) 評価結果により改善の勧告、不履行時の評価結果の公開

[改正]	
流通循環利用の促進 (第19条) [新設]	<ul style="list-style-type: none"> • (流通事業者) 一定基準に該当する流通事業者は、包装材の減量、廃棄物の最小化のための遵守事項の遵守努力
持続可能な製品使用 (第20条) [新設]	<ul style="list-style-type: none"> • (生産/輸入者) 一定製品の生産・輸入時における予備部品および製品修理関連の遵守事項の遵守努力
循環資源認定関連の制度	
循環資源の認定 (第21条) [改正]	<ul style="list-style-type: none"> • (環境部) 産業通商資源部と協議して一定の基準*を充足する物質・物を循環資源として認定 * (i) 有害性、(ii) 有価性、(iii) その他の大統領令にて定める基準 • (手続き) (個人・法人・団体) 循環資源認定の申請 → (環境部) 要件充足の如何の検討 → (環境部) 循環資源認定書の発給 • (効果) 廃棄物管理法に基づく廃棄物規制の免除 • (その他) 循環利用の用途・方法・基準関連の条件賦課が可能
循環資源の告示 (第23条) [新設]	<ul style="list-style-type: none"> • (環境部) 産業通商資源部と協議して一定の要件*を充足する物質・物を循環資源として指定して告示 ** (i) 有害性、(ii) 有価性、(iii) その他の大統領令にて定める基準、(iv) 廃棄物と見ないことが循環利用促進により効果的であること • (個人・法人・団体) 循環資源の発生・使用の実績提出 • (効果) 循環利用の用途・方法・基準を遵守する範囲内で廃棄物の規制免除 • (その他) 循環資源認定時の循環利用の用途・方法・基準の告示
循環資源使用の促進 (第24条) [改正]	<ul style="list-style-type: none"> • (環境部) 特定業務および一定規模の事業者を「循環資源使用指定事業者」として指定 • (循環資源使用指定事業者) 特定循環資源の一定量以上の使用努力
規制サンドボックス関連の制度	
迅速処理 (第28条) [新設]	<ul style="list-style-type: none"> • (循環経済の新技术・サービス活用事業者) 関連法令に基づく許可等の必要の如何につき、確認申請が可能 • (手続き) (事業者) 迅速処理の申請 → (環境部) 関係機関へ通知 → (関係機関) 所管業務の如何および許可等の必要の如何につき返信 → (環境部) 申請人へ通知
規制特例 (第30条) [新設]	<ul style="list-style-type: none"> • (循環経済の新技术・サービス活用事業者) 一定要件*の充足時に規制特例申請が可能 * (i) 根拠法令に基準・規格・要件等がない場合、(ii) 根拠法令に基づく基準・規格・要件等を適用することが適していない場合、(iii) 他の法令の規定により許可等を申請することが不可能な場合 • (手続き) (事業者) 規制特例の申請 → (環境部) 関係機関へ通知 → (関係機関) 検討結果の返信 → (環境部) 審議委員会へ上程 → (審議委員会) 規制特例の許容の如何の審議 → (環境部) 規制特例の付与 • (効果) 2年間(2年、1回延長可能) 関連規制の全部または一部適用の免除
臨時許可	<ul style="list-style-type: none"> • (循環経済の新技术・サービス活用事業者) 一定要件*の充足時の臨時許可申請が可能

(第33条)

[新設]

* (i) 根拠法令に基準・規格・要件がない場合、(ii) 根拠法令に基づく基準・規格・要件等を適用することが適していない場合

- (手続き) (事業者) 臨時許可の申請 → (環境部) 関係機関へ通知 → (関係機関) 検討結果の返信 → (環境部) 審議委員会へ上程 → (審議委員会) 臨時許可の許容の如何の審議 → (環境部) 臨時許可の付与
- (効果) 2年間(2年、1回延長可能) 臨時許可

[2] 示唆点

国際社会は、製品の生産、消費、廃棄という線形的な構造から脱し、製品の生産・流通・消費の全ての過程において廃棄物の発生を抑制し、再利用および回収等を促進する循環経済へと転換するための努力を行っています。欧州連合(EU)は、2015年「循環経済パッケージ(Circular Economy Package)」を、2020年「新循環経済の行動計画(The New Circular Economy Action Plan)」を発表するなど、循環経済への転換に向けた履行措置を樹立しており、英国、日本等の主要国の場合にも、関連立法および政策等を通じて循環経済への転換を推進するための政策的意図を明らかにしています。我が国もまた、2021年「韓国型(K)一循環経済履行計画」を発表するなど、循環経済への履行を促進するための細部政策課題を掲げています。本法律案は、従来の政策的努力に加え、資源の効率的な利用および循環利用を活性化するための法的基盤を設けたということに、その意義があると言えます。

本法律案は、資源循環基本法に基づき実施されていた「有害性および循環利用性の評価」を「循環利用性の評価」に改正し、製品等の「有害性」ではない「循環利用性」に重点を置いた評価を行うようにすると同時に、循環利用性関連の評価項目を拡大^{*}し、一定基準を満たす生産・輸入・流通事業者をもって、循環利用の促進のための遵守事項の遵守に向けて努力させるようにするなど、事業者に対して新たな義務を賦課しました。

^{*}本法律案は、(i) 循環原料または環境に優しい素材・工法の使用に関する事項、(ii) 修理の容易性に関する事項、(iii) 全過程において循環利用の可能性に関する事項、(iv) 全過程における炭素排出の影響に関する事項を評価項目に追加しており、下位法令を通じて追加の評価項目を定められるように規定し、評価項目の追加拡大の可能性を持たせています。

なお、本法律案は、循環資源の認定制度等の資源循環基本法に基づく制度を改善し、循環経済の新事業を育成するための規制サンドボックスを導入しました。先に、循環資源の認定に関連し、本法律案は、事業者の申請を通じ、個別の循環資源を認定していた既存制度に告示を通じた認定を追加し、循環資源の認定方法を拡大運営することができる法的根拠を設けました。特に、循環資源の認定可能な範囲を拡大するため、その認定基準を緩和した改定資源循環基本法の施行令が、去る2023年の1月1日に施行されたという点を考慮すると、後続告示により、循環資源として認められ廃棄物管理法の規制対象から省かれる物質または物もやはり増加するものと判断されます。また、情報通信融合法、産業融合促進法等に基づいて認定されていた規制サンドボックス関連の制度の運営根拠が、本法律案にも盛り込まれることにより、循環経済分野の特性を考慮した規制特例の付与もまた活発になるものと予想されます。

まとめると、本法律案は、事業者に対して新たな義務を賦課すると同時に、循環資源認定の基準を緩和して経済的価値のある廃棄物を活用できる機会を増やし、規制サンドボックスの導入を通じて、循環経済分野における新技術とサービスをより積極的に推進できる与件を設けたと言えます。本法律案が、本法律案に基づく義務を負う事業者の範囲と義務の具体的な内容を大統領令および環境部令等に委任しているということを考慮すると、事業者は下位法令の整備動向を綿密にモニタリングし、自身に賦課され得る義務の内容について把握し、これに対する先制的な対応策づくりを行う必要があると思われる。さらに、事業者としては、自身が排出する廃棄物が循環資源に該当する可能性があるか、自らが推進を試みる事業が迅

速処理・規制特例・臨時許可等の要件を満たしているかにつき、正確に判断して当該制度を積極的に活用することのできる方策につき、模索を進めていく必要があります。

弊社の環境チームは、循環資源認定制度等の様々な環境規制に関連するリーガルサービスにとどまらず、環境関連の事業に対する規制特例認定推進等の新事業に関連する法的サポートもご提供しているところ、上記の 이슈つき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Key Contacts

Yoon-Hee Kim

Partner

+82-2-316-4025

yhekim@shinkim.com

Gjumin Kim

Partner

+82-2-316-4412

gmkim@shinkim.com